

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第四十号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第二十三条第一号」を「第二十四条第一号」に、「第十一条第四項第一号」を「第十二条第四項第一号」に改め、同条を第二十八条とし、第二十三条から第二十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十二條第三項中「第十四条から第十六条まで（第十五条第二項）」を「第十五条から第十七条まで（第十六条第二項）」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条第二項中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第二十二條とし、第十六条から第二十条までを一条ずつ繰り下げる。

第十五条第一項中「第十一条第二項（第二十七条）」を「第十二条第二項（第二十八条）」に、「第二十一条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条第二項第四号中「第二十二条第二項第五号」を「第二十三条第二項第五号」に改め、同項第六号中「第二十二条第二項第七号」を「第二十三条第二項第七号」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条第三項第一号中「第十五条第二項第一号」を「第十六条第二項第一号」に改め、同条第五項中「第二十七条」を「第二十八条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項第一号及び第三号中「（その額が五万五千円を超えるときは、五万五千円）」を削り、同条第二項中「（日当を除く。）」を削り、同条第四項中「困難であつて、かつ、その利用が通勤事情の改善に相当程度資すると認められる者」を「困難である者」に改め、同項ただし書を削り、同条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項に定める額の合計額が十五万円を超

える者の通勤手当の額は、第一項及び第四項の規定にかかわらず、十五万円とする。
第十条を第十一条とし、第四条から第九条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条中「（以下「職員」という。）」を削り、同条第一号中「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下第十一条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（第一号会計年度任用職員の在宅勤務等手当に相当する報酬の額）

第三条 条例第二十三条の二第二項に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額は、
条例第二条に規定する職員（以下「職員」という。）の例により算定した額（報酬基礎額を日額又は時間額で算定する者にあつては、当該額を二十一で除して得た額。その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下第十二条までにおいて同じ。）とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。